

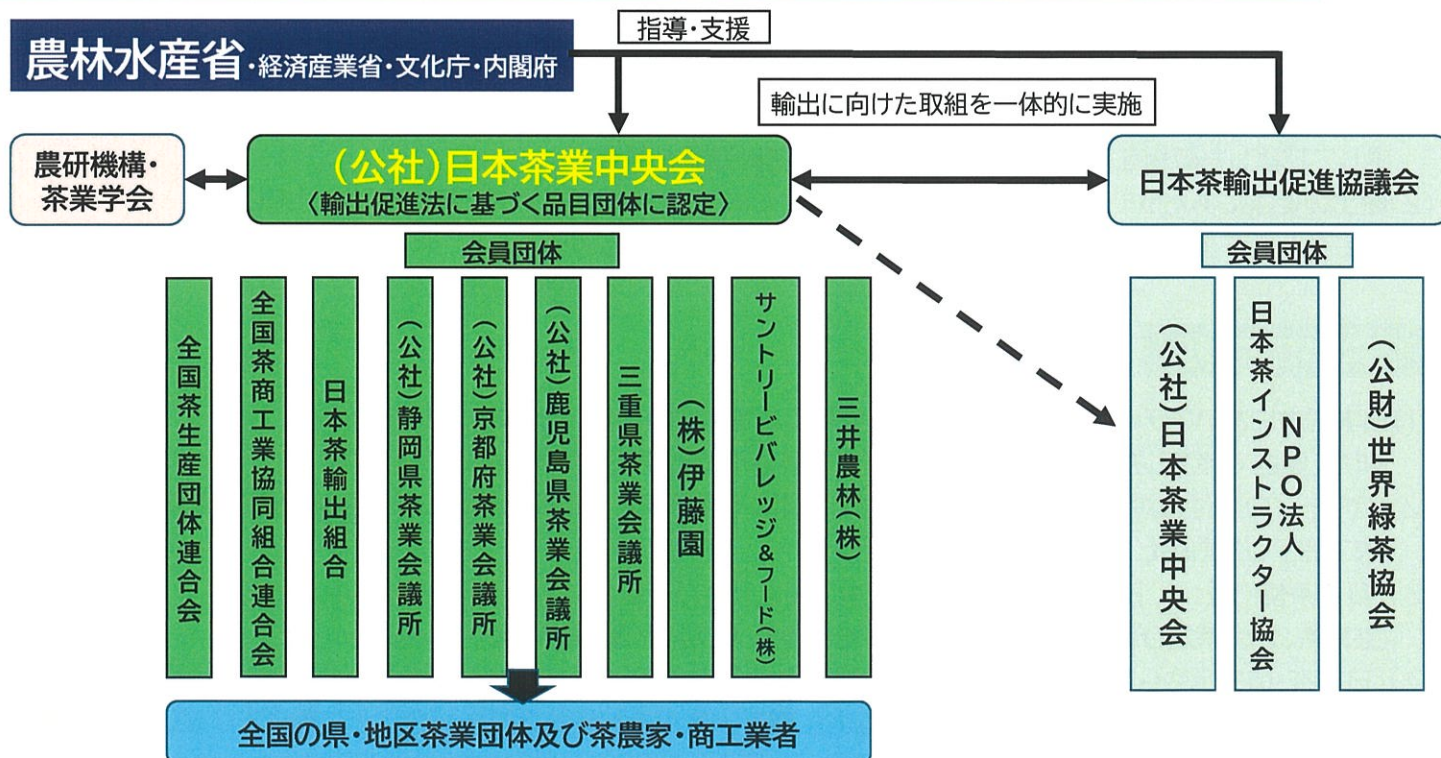


# 「日本茶」ナショナルGIの意義と展望

2026年5月11日

公益社団法人日本茶業中央会  
専務理事 鈴木 貞美

## 公益社団法人日本茶業中央会の体制と関係機関との連携



## 日本茶の現状とナショナルGI(地理的表示)の意義と展望について①

### 1 地理的表示(GI)保護制度について

GI保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護するもの。

外国(現状EU・英国)との相互保護や模倣品対策の充実により、海外においても保護。

- ・茶の登録事例:八女伝統本玉露、深蒸し菊川茶
- ・国税庁所管制度に基づくナショナルGI※登録事例:日本酒
- ※ナショナルGI:国全体を生産地とするGI。農林水産省所管のGI法に基づく登録事例はまだ無い。



### 2 目的

海外で茶製品の流通量が増加する中、中国産の「宇治抹茶」などの知的財産の侵害が顕在化。茶業の全国団体として日本産茶を包括する「日本茶」としてGIの申請・登録を行うことにより、日本茶全体の知的財産の保護及び更なる輸出拡大を目指す。

### 3 経緯

日本茶業中央会の専門委員会である日本茶輸出委員会において、令和5～令和7年度にかけて計6回の協議を経て、令和7年10月6日の理事会において、「日本茶」のGI申請・登録を進めることを承認。

10月23日、日本茶GIを農林水産省に申請する。

3

## 日本茶の現状とナショナルGI(地理的表示)の意義と展望について②

### 4 茶業の基本的な方向

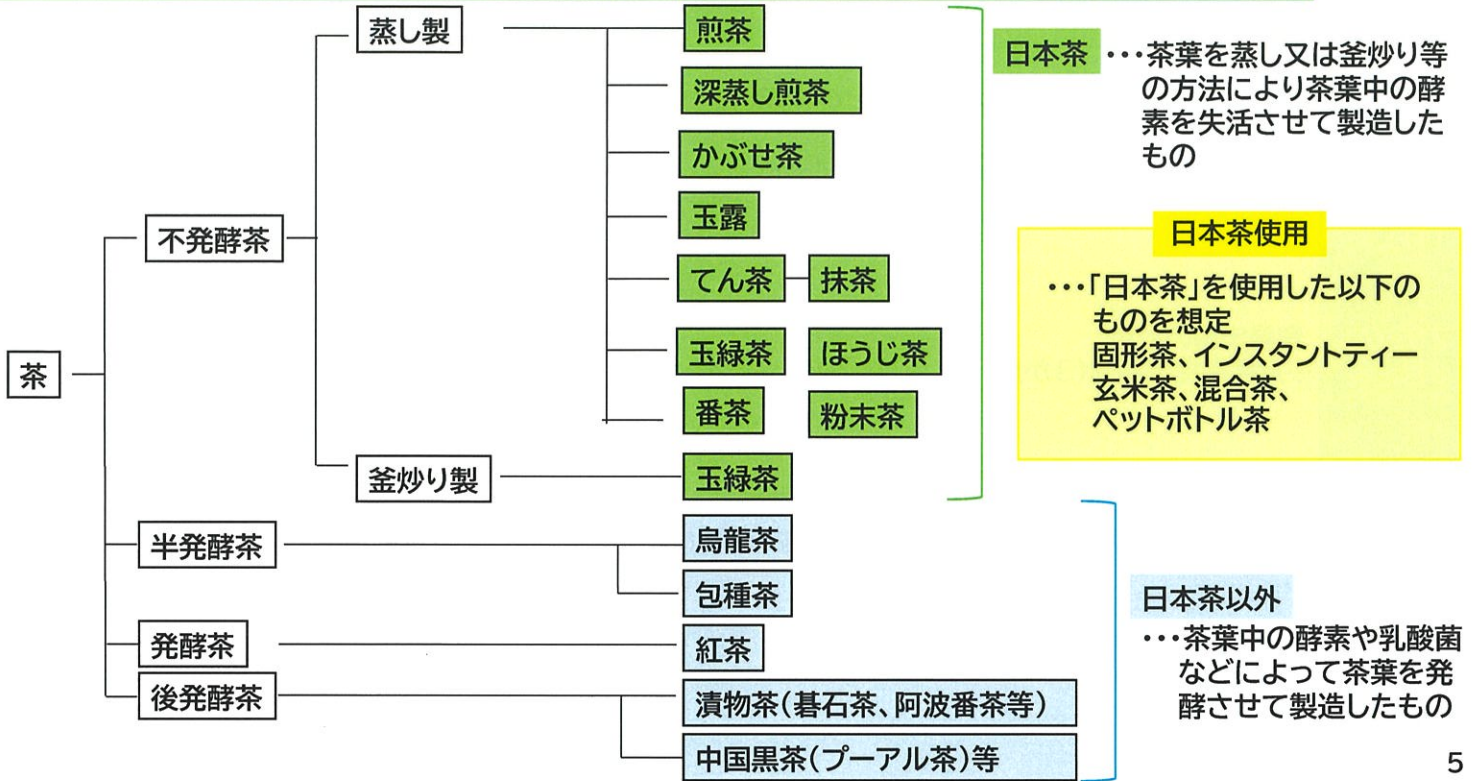
- (1)国内外の多様化した消費者ニーズを的確に捉えて、各産地、各茶業者の特徴のあるお茶の生産、加工、流通を通じて協調した取組を促進することで、茶業の持続的発展を目指す。
- (2)輸出の促進にあたっては、日本茶GI普及をするとともに、海外市場の開拓、海外需要に対応した茶生産への転換、輸出先国・地域が求める輸入条件への対応を進める。

### 5 日本茶GIの対象

- (1)日本国内においてチャの樹を栽培管理して収穫した生葉を使用し、国内で加工した荒茶。  
また、国内で加工した荒茶を国内で仕上げ製造した仕上げ茶を対象とする。
- (2)GIマークの貼付の対象とする「日本茶」とは、茶種は不発酵茶とし、国産茶葉のみを国内で加工・袋詰めまで完了したものとする。
- (3)「日本茶使用」とは、日本茶のみを使用して加工等を行った茶飲料、固形茶、インスタントティー、玄米茶、混合茶及び日本茶のみを原料とした日本茶入り混合製品とする。
- (4)「日本茶」の表示やGIマークの使用は、日本茶業中央会の会員(全茶連や全生連等)及びその傘下会員である構成員が生産した日本茶のみ可能となる。なお生産者団体が追加登録された場合はその限りではない。

4

# 日本茶に係る茶種等の区分について



# 日本茶の現状とナショナルGI(地理的表示)の意義と展望について③

## 6 茶業の課題と将来像

<現状>

<茶業の方向>

<将来像>

### 茶業及びお茶の文化の振興の意義

- お茶は高い精神性とおもてなしの心を育む日本を代表する文化
- 各地域で特色ある茶生産が行われており、特に中山間地域における重要な基幹作物
- 生産から加工・流通・販売まで裾野が広く、地域経済において重要な産業

### お茶をめぐる課題

- 生活様式の変化等により急須を用いてリーフ茶を飲用する機会が減少するなどにより国内消費量が減少
- 輸出は過去最高を更新しており、拡大する海外需要への対応が重要
- 生産者の後継者不足や繁忙期の労働力不足等により栽培面積・生産量が減少
- 今後も茶の生産が減少すれば、国内外の需要を満たせなくなることも懸念



### 1. 国内需給の安定、輸出の促進

- 国内の日常用や飲料原料用のリーフ茶の安定供給
- 「real food(leaf), real drink」本物としてのGIマークの国内外での活用促進
- わかりやすい日本茶輸出ロゴマーク(右図)について、主要国において商標登録の出願



### 2. 加工、流通、消費サービスの向上

- 市場取引を通じた価格形成、商取引の近代化
- 専門店、日本茶インストラクターによる消費者へのわかりやすい商品説明の推進
- 「食品(緑茶の)表示基準」に基づく、生葉由来の原料原産地の表記の徹底

### 3. 研究開発、普及のインフラ

- 農研機構、府県農試、技術普及、審査鑑定分野の人材の確保・育成

### 4. 組織運営の近代化

- 中央会等事務局体制の再編・強化
- 会員の広がり(製茶メーカー、食品企業、飲食サービスなど) JETRO、JFOODOとの連携の強化
- 事業財源の確保、チェックオフの導入

お茶で世界を魅了し、次世代へ茶業・茶文化を継承

## 今後のスケジュール

	GIの登録申請	日本茶業中央会の事業
2025年 10月	第2回理事会 日本茶業中央会が申請団体となることの承認、日本茶業中央会が申請 農林水産省は申請の審査・現地調査等の開始	令和7年度茶業功績者表彰審査委員会
11月		第79回全国お茶まつり奈良大会(11/29)
2026年 3月	登録申請の公示 ※意見書提出期間(3か月)	第3回理事会・総会 令和7年度緑茶表示適正化推進委員会
4月	日本茶輸出委員会・緑茶表示適正化推進委員会 「緑茶の表示基準」に日本茶GIの規定を追加の検討	
5月		日本茶の未来をつくる発表会の開催(5/11)
時期未定	※登録可否の決定 ※登録内容の公示	第80回全国お茶まつり佐賀大会(11/21)

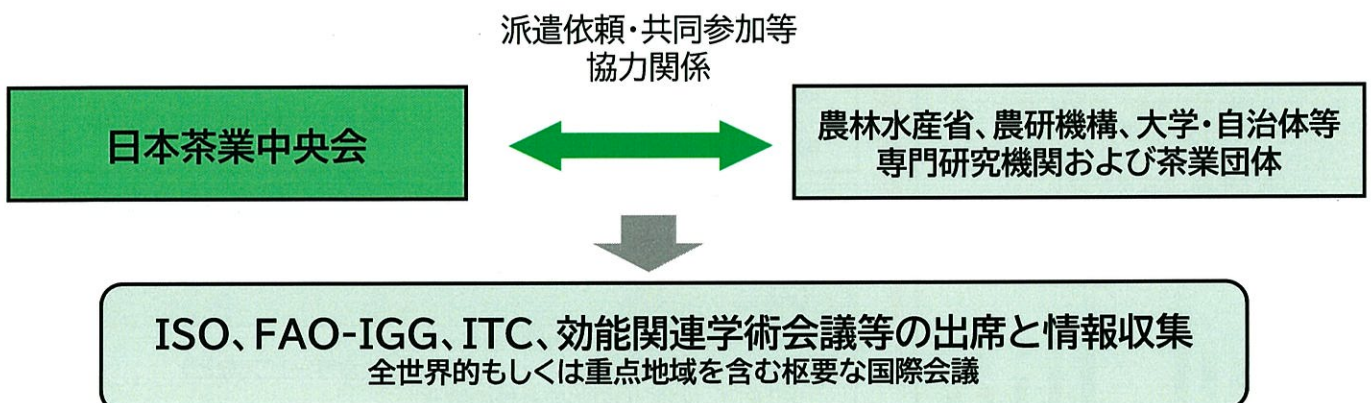
7

(参考)令和8年度品目団体輸出力強化緊急支援事業(認定品目団体(旧輸出促進協議会)が行う業界全体の輸出力強化)

### 1 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等

#### (1) 課題解決のための国際会議・学会参加・情報収集

茶は国際的な交易品であり、工芸・薬用作物として、残留農薬、安全認証、貿易規制などの情報の受発信、協議等のため、専門家等の国際機関、関係学会への派遣を実施する。



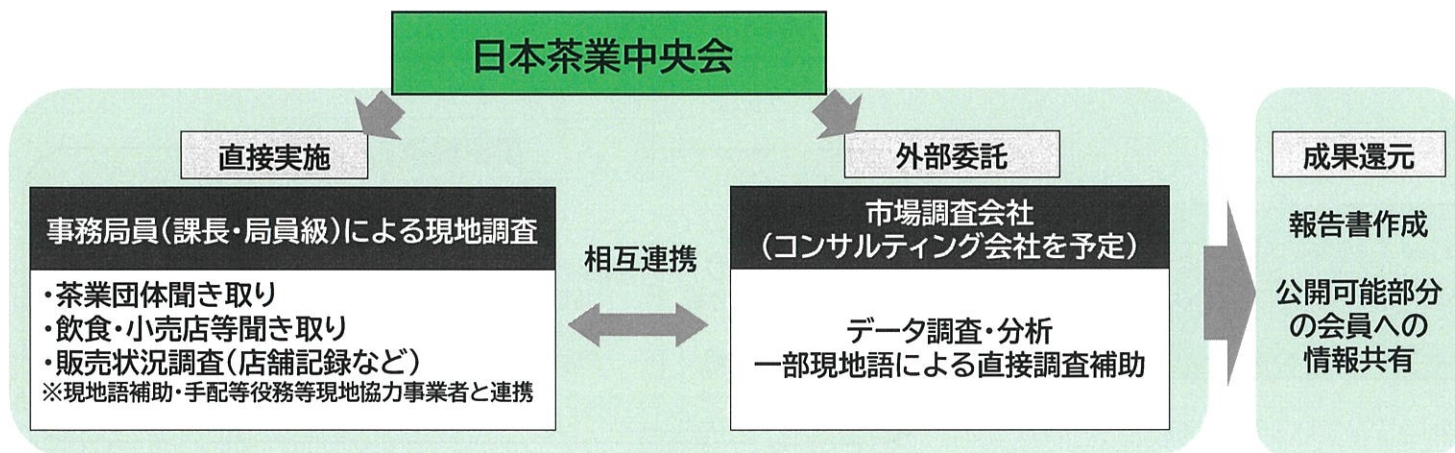
8

(参考)令和8年度品目団体輸出力強化緊急支援事業(認定品目団体(旧輸出促進協議会)が行う業界全体の輸出力強化)

## 1 輸出ターゲット国・地域や新たな輸出国・地域の開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等

### (2)タイ市場環境総合調査

東南アジアのタイは、新興国市場(輸出額前年比157%増、輸出相手国第4位)として、また、茶生産国として台頭していることから、事務局による茶団体・飲食業者に対する現地調査及びコンサルティング会社による流通消費関連データ等の定量調査を実施する。



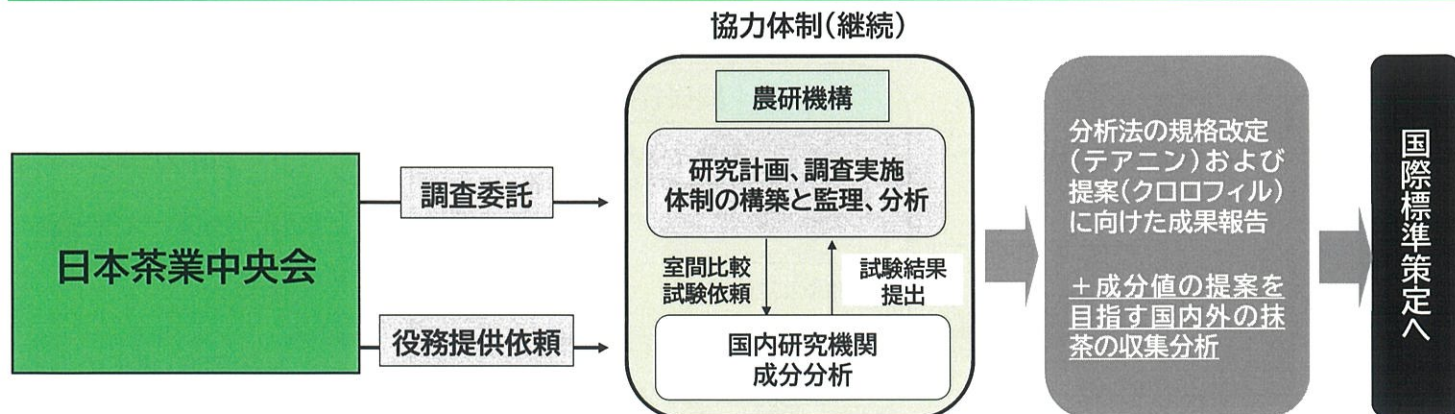
9

(参考)令和8年度品目団体輸出力強化緊急支援事業(認定品目団体(旧輸出促進協議会)が行う業界全体の輸出力強化)

## 2 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等

### (1)抹茶の国際標準化に向けた化学成分分析

農研機構を主体として、茶成分のテアニン分析についてはISO/TC34/SC8における審議に専門家を派遣する。また、クロロフィル分析法の規格案提案のため、室間試験結果を統計解析して評価結果をISO/TC34/SC8/WG13 Matcha Teaに報告する。また、抹茶の定義の国際規格における成分基準値策定に向けて国内外の抹茶・粉末茶等サンプルの収集と成分分析に着手する。



10

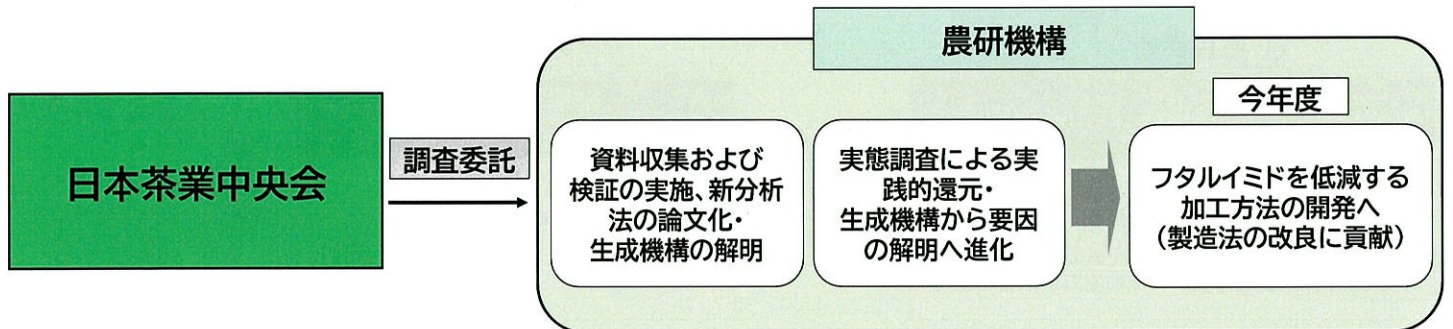
(参考)令和8年度品目団体輸出力強化緊急支援事業(認定品目団体(旧輸出促進協議会)が行う業界全体の輸出力強化)

## 2 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等

### (2)日本茶の輸出の障壁となるフタルイミドの生成機構の解明と低減化

残農以外の要因解明(基準交渉への貢献)からフタルイミド量を低減化する加工法の開発(輸出可能な茶の増産)へ

フタルイミドは、これまで欧米では農薬使用の証左として残留農薬規制の対象となってきたが、農研機構による研究の結果、茶の蒸し等の加熱工程が関連していることがわかったため、フタルイミドを低減する製造方法の研究開発を実施する。(規制の改定より即効性を重視)



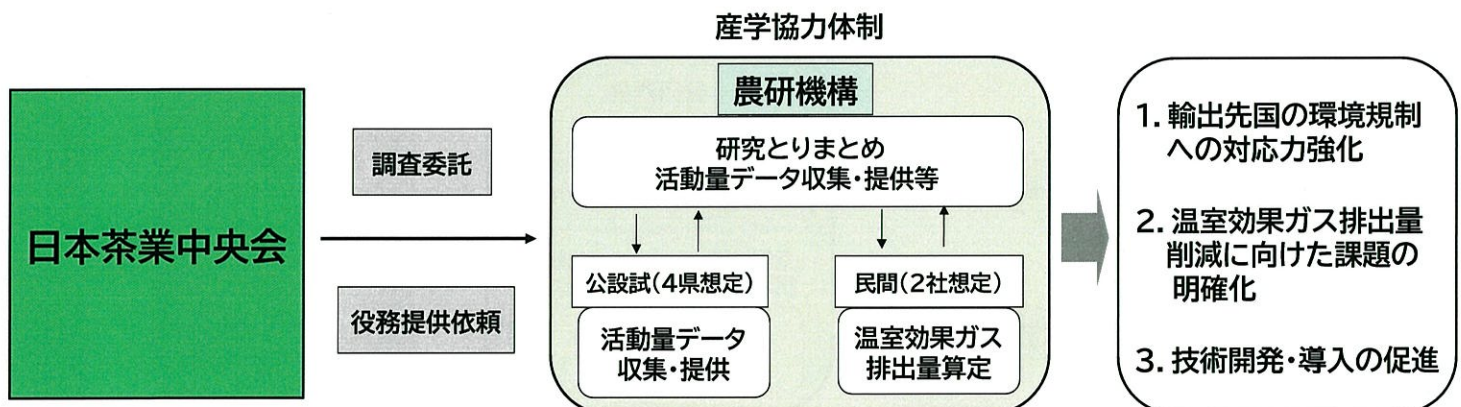
11

(参考)令和8年度品目団体輸出力強化緊急支援事業(認定品目団体(旧輸出促進協議会)が行う業界全体の輸出力強化)

## 2 輸出促進のための規格策定や事業者の水平連携に向けた体制整備等

### (3)日本茶の輸出拡大に向けた茶園から荒茶製造までのカーボンフットプリント(CFP)の算定

国連食糧農業機関「茶に関する政府間グループ(FAO-IGG on Tea)」において、茶生産におけるCFP算定のワーキンググループが設置された。日本の茶関連CFPデータを更新して関連制度の高度化に対応するため、農研機構において主要産地別、生産体系別の温室効果ガス排出量の算定、比較検討をする。



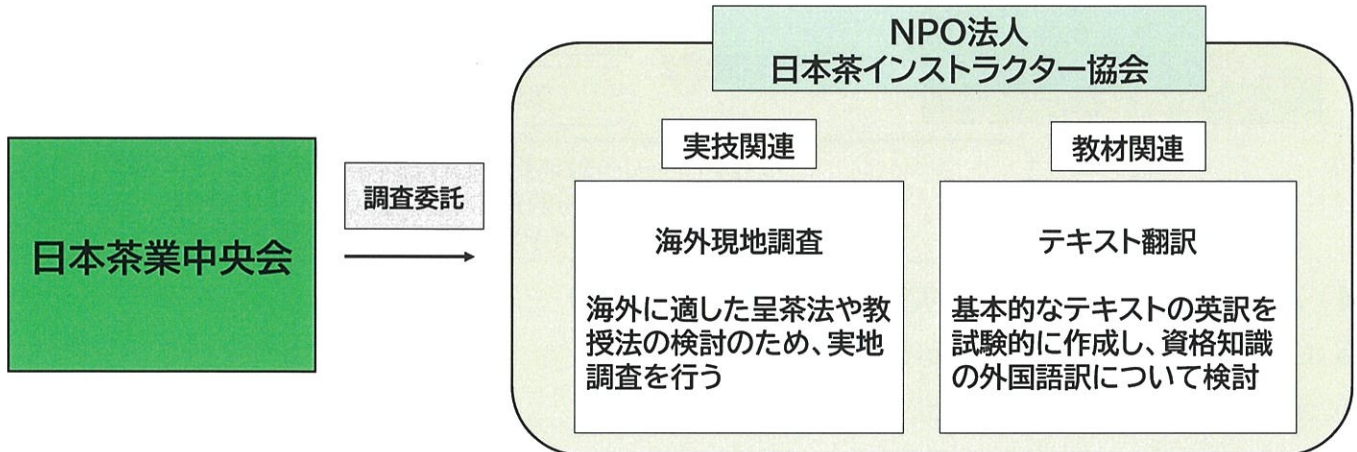
12

(参考)令和8年度品目団体輸出力強化緊急支援事業(認定品目団体(旧輸出促進協議会)が行う業界全体の輸出力強化)

### 3 海外におけるジャパブランドの確立・販路開拓活動

#### (1)日本茶専門資格海外版の制作にむけた調査研究

日本茶の専門資格制度は、嗜好品の価値向上には必須であり、国際的な資格化が求められていることから、日本茶インストラクター協会に委託して海外版テキストの仕様、作成を実施する。



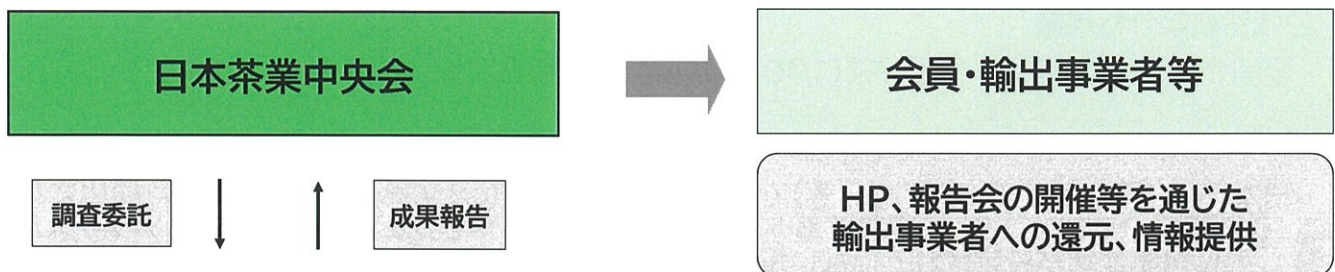
13

(参考)令和8年度品目団体輸出力強化緊急支援事業(認定品目団体(旧輸出促進協議会)が行う業界全体の輸出力強化)

### 3 海外におけるジャパブランドの確立・販路開拓活動

#### (2)海外消費者日本茶認知調査

効果的な輸出戦略立案のため、新市場8か国約2,000名に対し、日本茶に対する認知度、他国産茶との認識の違いについてwebアンケートを実施する。



インド・スリランカ・インドネシア・バングラデシュ・ネパール・トルコ・オーストラリア・ニュージーランドの消費者約2000名に対しインターネットで日本茶の認知調査を行う(株式会社ネオマーケティングを想定)

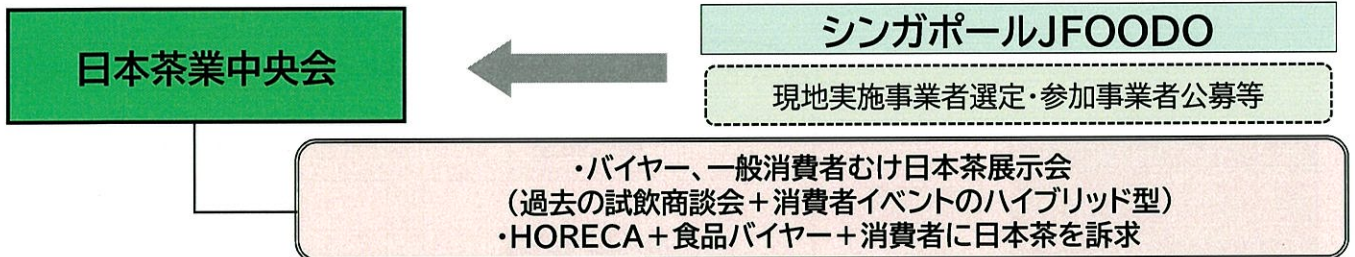
14

(参考)令和8年度品目団体輸出力強化緊急支援事業(認定品目団体(旧輸出促進協議会)が行う業界全体の輸出力強化)

### 3 海外におけるジャパンブランドの確立・販路開拓活動

#### (3)シンガポールJFOODO共催輸出促進・商談イベント

シンガポールでは、シンガポールJFOODOと連携して、現地事業者の協力を得ながら、日本茶単独では初の展示会及び消費者向けイベントを開催する。また、マレーシア、台湾、米国、ドバイ(アラブ首長国連邦(UAE))の主要展示会に出展する。



(4)マレーシア主要展示会出展(実施主体:日本茶業中央会)

(5)台湾主要展示会出展(委託先:日本茶輸出組合)

(6)米国主要展示会出展(委託先:世界緑茶協会)

15

(参考)茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業、輸出環境整備(緊急)対策事業(日本茶輸出促進協議会)

#### 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

##### ○展示圃設置事業

主産地の静岡県・京都府・鹿児島県内に複数設置(R7実績18圃場)輸出向けの栽培体系を改良し、地域への実証普及を図るため、有機栽培への転換以前の使用した農薬の残留実態や茶期別・部位別に農薬の残留実態を調査する。

##### ○残留農薬分析事業

全国から輸出向け荒茶・仕上げ茶(100点)残留農薬分析を実施し内容・傾向を解析する。

#### 輸出環境整備(緊急)対策事業(輸出先国における残留農薬基準の申請加速化委託事業)

日本茶の主要な輸出先(米国、EU等)では、茶の生産がないことから日本で茶に登録・使用されている農薬成分であっても、残留農薬基準(トレランスまたはMRLs)が設定されていないケースが多い。残留農薬基準が設定されていない場合、米国においては「不検出」、EUにおいては「一律0.01ppm」や「定量限界値」の基準が適用されるため、残留農薬基準の未設定が輸出上の大きな障害となっている。このため、輸出障害のリスクを低減するため、輸出先国において残留農薬基準値の設定を推進するインポートトレランス(残留農薬基準)申請の事業を実施している。

16